

新型コロナウイルス感染症等の対応における
マスクの供給に関する基本協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と株式会社トガシ技研（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、新型コロナウイルス感染症等の対応において、乙から甲に対して行うマスクの供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の1か月前までに甲又は乙から本協定を終了し、又は変更する意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月23日

（協力要請）

第2条 新型コロナウイルス感染症等の対応において、甲がマスクを必要とするときは、甲は乙に対し乙が製造し、保有し又は調達することが可能なマスクの供給及び運搬について協力を要請することができる。

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市

鶴岡市長 見附 | 沢田

（要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請は、必要な数、搬入先等必要な事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事由により文書で要請できない場合は、電話、ファックス等で要請することができる。この場合、要請後速やかに文書を提出するものとする。

乙 山形県鶴岡市丸岡字町の内309番地1

株式会社トガシ技研

代表取締役

長谷川 亮青 木口

（要請に基づく乙の協力）

第4条 乙は、要請を受けたときは、積極的な協力に努めるものとする。

2 乙は、要請に的確に対応するため、マスクの供給可能な体制の保持に努めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第5条 乙は、甲から要請を受けた場合は、甲の指定した場所に納入するものとする。

（費用）

第6条 甲は、引き受けたマスクの対価及び運搬に係る経費を負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び経費は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）